

別紙1

唐津青翔高等学校 e スポーツ学科の授業実施業務委託仕様書

1 目的

本業務は、唐津青翔高校において、「未来につながる」・「世界とつながる」・「地域とつながる」の3つをコンセプトとした特色ある教育を実現し、県内外から生徒が集い、学び合うことで、佐賀・玄海の地から新たな価値を創り出す実践的人材を育成するとともに、学校及び玄海町の活性化を図ることを目的としている。令和8年度より唐津青翔高校に新設する「e スポーツ学科」の授業の一つである「e スポーツ講座A」に係る生徒への指導や成績評価等の支援を行うため、実施する。

2 業務の概要

○ 業務名称

唐津青翔高等学校 e スポーツ学科の授業実施業務

○ 業務項目

- (1) 「e スポーツ講座A（第1学年）」に係る生徒への指導
- (2) 「e スポーツ講座A（第1学年）」に係る成績評価支援
- (3) 教職員や関係者との打ち合わせ及び情報共有
- (4) その他必要な業務

○ 履行場所

佐賀県立唐津青翔高等学校（佐賀県東松浦郡玄海町大字新田 1809-11）

○ 履行期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

3 業務遂行上の留意事項

○ 業務に必要な現況の把握・調査

受託者は、発注者の指示に従い、唐津青翔高校の現況、e スポーツに係る業界の動きや、教育に対するeスポーツの活用事例の現況を把握・調査したうえで、業務内容を実施すること。

○ 関係諸法令との適合

カリキュラムやシラバス、教科書やその他副教材等については、学校教育法、学校教育法施行規則、高等学校学習指導要領、その他関係諸法令に適合するよう、関係各機関との協議を行い、検討を行うこと。

○ 業務報告

業務の実施に当たり、適宜、発注者と打合せを行うとともに、業務完了の際は、業務完了報告書を作成して発注者の確認を受けること。

4 業務内容

(1) 「e スポーツ講座A（第1学年）」に係る生徒への指導

○以下の学習項目について、生徒への指導を行うこと。

| 項目 | 指導内容 |
|-----------------|--|
| e スポーツスキルトレーニング | e スポーツ概論、実技（「VALORANT」をはじめとしたゲームタイトルのプレイ指導）等 |
| ストリーマー分野 | 配信技術（OBS 等）、コンテンツ編集、SNS 戰略等 |

○教科書については、学校選定の「e スポーツ学習 ビジネス基礎（NTT e-sports）」及び「e スポーツ学習 コミュニケーション基礎（NTT e-sports）」を使用すること。

○課題及び副教材等については、委託者が制作したものを、それぞれ使用すること。

※上記教科書及び副教材の内容に追加する形で他のテキスト等の使用が必要であれば、委託者や教職員、上記業務受託者と別途協議すること。

○原則、「e スポーツ講座A」のカリキュラムや年間指導計画（案）に従い、業務を実施するために必要な講師を、常に授業の実施に支障が生じない人員数配置しなければならない。

※カリキュラムや年間指導計画（案）については、別紙3「e スポーツ学科の基本方針」および別紙4「年間指導計画（案）」を参照すること。

○受託者は、前号に掲げる講師を定め、又は、変更したときは速やかに様式1「業務従事者報告書」及び経歴書等を提出しなければならない。また、講師を変更する場合は、委託者へ事前に報告し、様式2「業務従事者変更報告書」及び経歴書等を提出しなければならない。

○受託者は、従事者の身元保証等に関し、一切の責任を負わなければならない。

○対面での指導を基本とするが、場合に応じてオンラインにて実施することも可とする。

○各項目において配置する講師については、以下のいずれかの要件をそれぞれ満たす者とする。

| | 要件 |
|-----------------|--|
| e スポーツスキルトレーニング | <ul style="list-style-type: none">▶大学や専門学校、高等学校や高等専門学校において、e スポーツに関する生徒指導業務に従事した経験を有する者▶e スポーツ関連企業又は団体においてチームマネジメントや大会運営等の業務に従事した経験を有する者▶ゲーミングプロチーム（e スポーツチーム）や地方自治体の代表選手として、全国都道府県対抗 e スポーツ選手権あるいは同種同規模の e スポーツ大会に出場し、入賞実績を有する者 |
| ストリーマー分野 | <ul style="list-style-type: none">▶大学や専門学校、高等学校や高等専門学校において、ストリーミングに関する生徒指導業務に従事した経験を有する者▶商業デザイン（Web・サムネイル・ロゴ制作等）に関する業務に従事した経験を有する者▶ライブ配信の企画、運営、技術管理に従事した経験を有する者▶企業又は団体の SNS アカウント運用責任者として、運用実績を有する者 |

（2）「e スポーツ講座A（第1学年）」に係る成績評価支援

○成績評価の支援にあたっては、以下3つの観点について、総括的な評価を行うこと。

①知識・技能

⇒e スポーツに関する知識の理解や技能の習得状況

②思考・判断・表現

⇒問題の発見・解決に向けて、e スポーツに関する知識・技能を適切かつ効果的に活用するための思考力、判断力、表現力等を身に附しているか

③主体的に学習に取り組む態度

⇒粘り強い取組や自らの学習の調整を行おうとする側面や、学びの経験を通して涵養された知識・技能を活用しようとする態度

○各授業の具体的な目標や評価基準、評価場面、評価方法については、担当教職員と協議のうえ決定すること。

○具体的な業務内容及び高校との主な役割分担については、以下のとおりである。

| | | 高校 | 受託者 |
|------|-----------|---|--|
| 業務内容 | ① 授業実施前 | ・各単元の目標、及び評価基準の作成 ・評価場面や評価方法等の計画・すり合わせ | |
| | ② 授業実施中 | | ・生徒から提出された課題や作品等の評価・採点等 ・生徒の知識理解や技能の習得状況、思考力や判断力等の評価 |
| | | ・生徒の授業に対する態度の評価 | |
| | ③ 成績算定期間中 | | 3 観点に基づいた、総合的評価 ①知識・技能 ②思考・判断・表現 ③主体的に学習に取り組む態度 ⇒A～Cの3段階評価 |
| | | 3 観点評価を基に成績を評定 | |

（3）教職員や外部講師との打ち合わせ及び情報共有

○本業務は唐津青翔高校の学科改編に伴い発生する業務であることから、高校の関係者、教職員等と定期的に打ち合わせ及び情報共有を行いながら進めること。

○別紙4「年間指導計画（案）」や授業時間の調整、配置する人材の変更等が発生する場合は、都度教職員や関係者と協議すること。

○本業務の円滑かつ適正な業務遂行のため、打ち合わせを原則として次のとおり行い、その内容については、記録を作成すること。

- 定例会：月1回程度（可能な限り対面で実施すること）
- その他：定例会とは別に、必要に応じてオンライン会議等を開催し、情報共有を図ること。

（4）その他必要な業務

（1）～（3）の実施にあたり、その他必要な業務が発生した場合は、発注者と協議して実施の有無を決定する。

5 資料等の貸与及び返還

- (1) 受託者は、業務上必要な図面及び資料等を佐賀県に貸与を求めることができる。
- (2) 佐賀県は、受託者から貸与を求められた図面及び資料等について、業務上必要と認められた場合は、これを貸与するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された図面及び資料等については、業務完了時までに責任を持って佐賀県に返還するものとする。

6 報告

○毎月の業務が完了したときは、「勤務確認表（様式任意）」により、委託者へ該当月の業務実績を報告すること。

○本委託業務が完了したときは、様式3「委託業務完了届」により委託者へ業務実績を報告すること。

<参考：提出が必要な諸帳簿及び報告書一覧>

| 様式番号 | 種類 | 期限 | 該当項目 |
|------|------------|------------|-----------|
| 様式1 | 業務従事者報告書 | 契約当初速やかに | 4 業務内容（1） |
| 様式2 | 業務従事者変更報告書 | 変更の都度 | 4 業務内容（1） |
| 様式任意 | 勤務管理表 | 月ごと | 6 報告 |
| 様式3 | 委託業務完了届 | 委託業務完了後直ちに | 6 報告 |

7 仕様書の変更等

- (1) 本仕様書の記載事項で変更する必要が生じたときは、発注者・受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、発注者・受託者協議の上、決定するものとする。

8 その他

(1) 守秘義務事項

- ① 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- ② 本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。
- ③ ①、②の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(2) 再委託等に関する制限

- ① 受託者は、受託業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、受託業務の主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ佐賀県の承諾を得なければならない。

(3) 個人情報の保護及び情報セキュリティ対策

- ① 受託者は、受託業務を遂行するための個人情報及び情報資産の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。
- ② 受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請負わせる場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。